

マイナ保険証一本化について 杉並区の対応を質す

8月29日、杉並区国民健康保険運営協議会が開催されました。日本共産党の山田耕平議員は、協議会委員として、マイナ保険証の導入に関する諸問題について質疑を行いました。

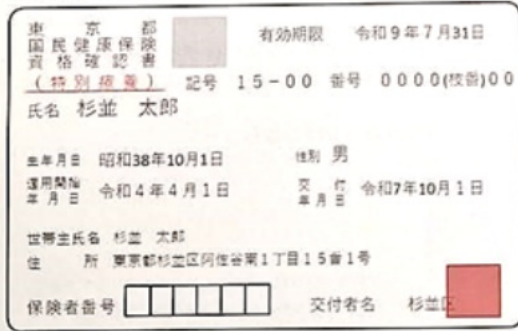
マイナ保険証 区も懸念示す

現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードに保険証機能を持たせた「マイナ保険証」へ一本化する12月2日まで、3カ月を切りました。

現行保険証の廃止の問題については、支払い窓口でトラブルが頻発していることが報道されており、区民からも心配の声や問い合わせも多数寄せられています。

山田議員の質疑に対し、杉並区もマイナ保険証への一本化については、住民理

○資格確認書（特別療養費）



解が進んでいない等々、懸念を示しました。また、マイナ保険証の利用は、あくまで任意であり、区として利用の強要を迫ることは無いとの認識を示しました。

マイナ保険証未利用の場合 資格確認書が郵送されます

マイナ保険証を利用していない場合は、現行の健康保険証の有効期限が切れる前に資格確認書が郵送されます。また、令和9年以降も郵送も含めて検討を進めることを確認しました。

移行の前提となるマイナンバー保有の割合は、70%台半ばで、マイナ保険証の利用率は、いまだに10%程度にとどまっています。12月時点で大半の国民が無理なくマイナ保険証を使えるようになるのは困難です。導入を強行する国の方針は撤回すべきです。

- ・12月2日に廃止されるのは現行の保険証の「新規発行」です。
 - ・有効な健康保険証は、最長で令和7年度9月まで使用できます。有効期間が切れた後は各保険者から「資格確認書」が交付されます。
 - ・マイナ保険証をお持ちでない方で、国民健康保険加入の方は、有効期限が切れる前に杉並区から「資格確認書」が送られてきます。（申請は必要ありません）
- お困り事、わからないこと等、お気軽にご連絡下さい。

区役所に「おくやみコーナー」開設

杉並区は、身近な方が亡くなったときの区役所での手続きに関する総合的な案内窓口として、9月2日から「おくやみコーナー」を開設しました。遺族に寄り添い、個々の事情を伺いながら必要な手続きを案内します。利用の際は、電話で事前予約が必要です。

- 【時間】 月～金曜日 午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く）
- 【場所】 区民課管理係（区役所東棟1階）
- 【対象】 亡くなった区民の遺族ほか
- 【定員】 各4組
- 【申込】 「おくやみコーナー」専用電話へ ☎5307-0825
（月～金曜日 午前9時～午後4時〈祝日、年末年始を除く〉）